

令和 7 年 12 月 24 日
関 東 信 越 厚 生 局

保険医の行政処分について

令和 7 年 12 月 17 日、関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医の登録の取消」について諮問した結果、これを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

保険医の登録の取消

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) 氏 名 | 根岸 亮 (53 歳) |
| (2) 登録取消年月日 | 令和 7 年 12 月 24 日 |
| (3) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
第 81 条第 2 号 |

【行政処分に至った経緯】

アースクリニック池袋（開設法人の理事長及び管理者は根岸亮医師）を受診した複数の患者及び複数の保険者から、診療日数や診療内容が実際より多く請求されているという情報提供があった。

個別指導を実施したところ、診療報酬の請求に疑義が生じたため個別指導を中断した。

その後患者調査を実施したところ、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、令和 6 年 5 月から同年 9 月まで計 3 日間の監査を実施したが、度重なる監査実施の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分の主な理由】

健康保険法等に基づく監査を実施する旨通知したが、保険医である根岸亮医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医又は保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第 81 条に該当する。